



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第706号 令和6年5月24日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
239	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	サステナブル社会 推進課 脱炭素推進室
240	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
241	狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を実施する件	鳥獣対策・里山 振興課
242	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
243	土地改良区の清算人の退任について届出があった件	同
244	地籍調査の成果を認証した件	同
245	利用料金の額の変更を承認した件	都市計画課
246	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があった件	住宅課 建築指導室

【海区漁業調整委員会指示】

番号	表題	担当課名
3	漁業法の規定に基づき徳島県海域におけるせん漁業の操業について指示する件	

【海区漁業調整委員会指示】

番号	表	題	担当課名
4		漁業法の規定に基づき徳島県海域におけるいせえびかご漁業及び類似漁業の操業の禁止について指示する件	

徳島県告示第二百三十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 契約に係る特定役務の名称及び数量

徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運営業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進室

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和六年三月二十五日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ネオビエント

板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬三四番地八

五 契約金額

四千四百七十九万九千七百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第二百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年五月二十四日から同年九月二十四日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 （仮称）ダイレックス藍住西店
 所在地 板野郡藍住町東中富字長江傍示七十二番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和七年一月十四日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、六〇一平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要									
	施設の配置に関する事項		駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設	
施設の運営方法に関する事項	位置	収容台数	位置	収容台数	位置	収容台数	位置	面積	位置	容量
	施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六九台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	三〇台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一七〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一六・五六立方メートル	小売業を行う者の開店時刻
施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六九台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	三〇台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一七〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一六・五六立方メートル	小売業を行う者の閉店時刻	午後十時
施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六九台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	三〇台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一七〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一六・五六立方メートル	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後十時三十分まで
施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六九台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	三〇台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一七〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一六・五六立方メートル	駐車場の自動	二箇所
施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六九台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	三〇台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一七〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一六・五六立方メートル	出入口の数	二箇所

	車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前零時から午後十二時まで(二十四時 間)
	荷さばき施設において荷さばきを 行うことができる時間帯		

二 届出年月日

令和六年五月十三日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び藍住町建設産業課
- 2 縦覧の期間 令和六年五月二十四日から同年九月二十四日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六七
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び藍住町建設産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百四十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 適性検査及び講習の対象者

令和三年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

二 適性検査及び講習の日時及び場所

会場名	日 時	場 所
徳島会場	第一回 令和六年七月四日（木曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回 同 五日（金曜日） 午後一時から	同
	第三回 同 十一日（木曜日） 午後一時から	勝浦郡上勝町大字福原字平間四五 二 上勝町福原ふれあいセンター
	第四回 同 十二日（金曜日） 午後一時から	勝浦郡勝浦町大字三溪字古川三 二
	第五回 同 十七日（水曜日） 午後一時から	板野郡上板町七條字経塚四二 上板町農村環境改善センター
	第六回 同 十九日（金曜日） 午後一時から	鳴門市撫養町立岩字七枚二二八 徳島県鳴門合同庁舎
	第七回 同 二十四日（水曜日） 午後一時から	小松島市横須町一 一 小松島市役所
	第八回 同 二十六日（金曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第九回 同 三十一日（水曜日） 午後一時から	名西郡神山町神領字中津一三三 神山町農村環境改善センター
	第十回 同 八月二日（金曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第十一回 同 五日（月曜日） 午後一時から	同
	第十二回 同 六日（火曜日） 午後一時から	吉野川市川島町宮島七三六 一 徳島県吉野川合同庁舎
	第十三回 同 七日（水曜日） 午後一時から	同
	第十四回 同 八日（木曜日） 午後一時から	同
阿南会場	第一回 同 七月九日（火曜日） 午後一時から	海部郡美波町奥河内字弁才天一七 一 徳島県南部総合県民局 美波庁舎
	第二回 同 十一日（木曜日） 午後一時から	同

	第三回	同	午後一時から	十二日(金曜日)	那賀郡那賀町木頭和無田字マツギ四〇 那賀町木頭文化会館
	第四回	同	午後一時から	十三日(土曜日)	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
	第五回	同	午後一時から	十五日(月曜日)	阿南庁舎
	第六回	同	午後一時から	十六日(火曜日)	同
	第七回	同	午後一時から	十八日(木曜日)	那賀郡那賀町小浜一五一 那賀町役場上那賀支所
	第八回	同	午後一時から	二十日(土曜日)	那賀郡那賀町和食郷字南川一〇四一 那賀町地域交流センター
	第九回	同	午後一時から	二十一日(日曜日)	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
	第十回	同	午後一時から	二十三日(火曜日)	阿南庁舎
	第一回	同	午後一時から	二十四日(水曜日)	海部郡海陽町四方原字杉谷七三 阿波海南文化村
	第二回	同	午後一時から	三十日(火曜日)	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局 美馬庁舎
	第三回	同	午後一時から	三十一日(水曜日)	同
	第四回	同	午後一時から	八月五日(月曜日)	三好市池田町マチ二一四五一 三好市役所 第二分庁舎
	第五回	同	午後一時から	七日(水曜日)	三好郡東みよし町加茂三三六〇 東みよし町役場
	第六回	同	午後一時から		美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局 美馬庁舎

三

狩猟免許更新申請書の提出期間

この告示の日から各々の適性検査及び講習の日の十日前まで

四

狩猟免許更新申請書の提出先

対象者	提出先
徳島会場で適性検査及び講習を受けようとする者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
阿南会場で適性検査及び講習を受けようとする者	阿南市領家町野神三一九
美馬会場で適性検査及び講習を受けようとする者	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

桑野土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	江口 幸次郎	江口 幸次郎	阿南市桑野町大地四八
同	井口 善雄	井口 善雄	鳥居前一 二
同	幸田 康弘	幸田 康弘	岡元二五 一
同	鎌田 美信	鎌田 美信	尾花 一
同	村上 明美	村上 明美	中富 一 四 二
同	丸山 憲男	丸山 憲男	内原町中分三
同	吉本 政記		桑野町山路九五
同	田村 幸久		紺屋七六 一
同	森 高茂		内原町竹ノ内口一九二
同	鎌田 富夫		山下五一 七
同	前山 明正		養松九
同		岡花 喜久雄	桑野町大谷六六
同		松浦 昭	大地五
同		田中 稔	内原町竹ノ内口七三一
同		成松 優一	山下五一 三
同		榎谷 利夫	榎ヶ谷六 二
監事	元山 眞樹	元山 眞樹	桑野町蛭地六三
同	森 敏彦	森 敏彦	内原町竹ノ内六
同	井口 泰司	井口 泰司	山口町末広一一 一

徳島県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任について届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 土地改良区の名称
海部西土地改良区

- 二 退任清算人

氏名	住所
風呂谷 祥司	海部郡海陽町富田字南澤一 六
惣田 清弘	芝字居内三三三
高木 一夫	野江字小路一七
居敷 良展	中山字北地二二二
歌 泰一	吉田字前田九 一

徳島県告示第二百四十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、那賀町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

那賀町

二 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

三 成果の名称

那賀町築ノ上の地籍図及び地籍簿（築ノ上三地区）

四 調査を行った地域

那賀郡那賀町築ノ上、雄及び延野の各一部（築ノ上三地区）

五 認証年月日

令和六年五月十六日

徳島県告示第二百四十五号

徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第四十号）第六条第二項後段の規定に基づき、徳島県幸町駐車場の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 利用料金の額

区分		利用料金の額		
		単位	金額	上限額
徳島県 幸町駐 車場	普通自動 車	次の場合を除く場合		
		八月十二日から同 月十五日までの期 間を除く期間の休 日の午前十時から 午後七時までの間 に入庫した場合	駐車一時 間まで	二十分
		駐車一時 間を超え る時間	二十分	一〇〇円
		一時間	無料	七 円
				入庫の時から 十二時間まで 以後の十二時 間までごと 七〇〇円

備考

- この表において、「普通自動車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第三条に規定する普通自動車、準中型自動車（長さが五・〇メートル以下、高さが二・四メートル以下及び幅が二・一メートル以下のものに限る。）及び小型特殊自動車をいう。
 - この表において、「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。
 - 利用時間にこの表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、これらの表に定める単位の利用時間として計算するものとする。
- 二 適用
令和六年六月一日以後に出庫する徳島県幸町駐車場の利用に係る利用料金について適用する。

徳島県告示第二百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人 ベターリビング

東京都千代田区富士見二丁目七番二号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 東京都千代田区富士見二丁目七番二号

愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二六号

変更後 東京都千代田区富士見二丁目七番二号

愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二六号

大阪市中央区本町二丁目六番八号

三 変更する日

令和六年七月一日

徳島海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、徳島県海域におけるせん漁業（たこつぼ漁業並びにいせえびかご漁業及びその類似漁業を除く。）の操業について、次のとおり指示する。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合は、この限りではない。

令和六年五月二十四日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

（操業禁止区域）

第一条 次に掲げる区域以外の区域においては、せん漁業を営んではならない。

一 次のア及びイを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域のうち徳島県海域

ア 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）

イ 香川県東かがわ市翼山頂上

二 次のア、イ及びウを順次に結んだ二直線とエ、オ、カ及びキを順次に結んだ三直線並びに最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域のうち徳島県海域

ア 兵庫県南あわじ市丸山埼西端

イ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端

ウ 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）

エ 兵庫県南あわじ市釣島鼻突端

オ エと徳島県鳴門市中瀬灯標中心点とを結んだ直線とカと鳴門海峡中瀬高ばえ東端とを結んだ直線との交点

カ キと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上キから千メートルの点

キ 徳島県鳴門市大磯埼東端

三 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域

ア 徳島県鳴門市大磯埼東端

イ アと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上アから千メートルの点

ウ 徳島県小松島市根井鼻東端

四 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ七直線とケ、コ及びサを順次に結んだ二直線並びに最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域

ア 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）南端

イ アと徳島県小松島市旧和田島飛行場突堤突端とを結んだ直線上同突堤突端から五百メートルの点

ウ 徳島県小松島市立江川河口左岸東南端とイとを結んだ延長線と徳島県徳島市徳島

小松島港津田外防波堤東端とエとを結んだ直線との交点

エ 徳島県阿南市三ツ石頂上

オ エと徳島県阿南市舟磯灯標中心点とを結んだ直線と同市燕礁頂上とカとを結んだ

直線との交点

カ 徳島県阿南市裸島頂上

キ カと徳島県阿南市燧崎突端とを結んだ直線と同市野々島東端とクとを結んだ直線との交点

ク 徳島県阿南市舞子島通称中崎ノ鼻突端

ケ 徳島県阿南市舞子島マツガシノ鼻突端

コ ケと徳島県阿南市一ツ目頂上とを結んだ直線とサと和歌山県日高郡美浜町日ノ御埼灯台中心点とを結んだ直線との交点

サ 徳島県阿南市蒲生田岬灯台中心点

五 徳島県阿南市伊島、前島及び棚子島の周辺最大高潮時海岸線から三千メートルの距離の線以内の海域

六 徳島海区のうち、徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以南の海域（以下「紀伊水道沖合海域」という。）の水深三百メートル以浅の海域

（操業制限区域）

第二条 前条の操業禁止区域以外の区域のうち、区画若しくは共同漁業権の漁場区域内においてはその漁業権者の同意を得ずにせん漁業を営んではならない。

（届出等）

第三条 第一条に規定する操業禁止区域以外でせん漁業を営もうとする者は、次に掲げる海域ごと及び船舶ごとに、第二項に定める書類を添えて、操業開始予定日の三日前までに、その所属する漁業協同組合を経由して、徳島海区漁業調整委員会に届け出なければならない。ただし、前条の操業制限区域において、漁業権者の同意を得て、せん漁業を営む者についてはこの限りでない。

一 播磨灘海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以北の海域）

二 紀伊水道海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以南で徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以北の海域）

三 紀伊水道沖合海域

2 届出の際には次の書類を提出するものとする。

一 届出書（様式は別に定める。）

二 届出をする者の所属する漁業協同組合の長の副申書（様式は別に定める。）

三 使用する船舶の漁船登録票の写し

3 徳島海区漁業調整委員長は、第一項の規定による届出をした者に対して、別に定める様式の届出済証を交付する。

4 第一項の規定による届出をした者は、操業に際し、前項の届出済証を携帯するとともに、別に定める様式の標識を船体両側面の見やすい箇所に表示し、漁具の浮標に氏名及び所属する漁業協同組合の名称を記載しなければならない。

（指示の有効期間）

第四条 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。

（雑則）

第五条 この指示に定めるもののほか、この指示の施行に関し必要な事項は、徳島海区漁

業調整委員会が別に定める。

(R6.5.24 委員会指示第3号第3条第2項第1号の様式)

せん 漁 業 操 業 届 出 書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 殿

住所
氏名

下記によりせん漁業を操業いたしますので、関係書類を添えて提出します。
なお、操業にあたっては他漁業との間で問題が発生しないように努めます。

記

1 使用する船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 船舶総トン数

2 操業海域

3 操業予定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 漁業根拠地

(R6.5.24 委員会指示第3号第3条第2項第2号の様式)

副 申 書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 殿

住所

漁業協同組合

代表理事組合長

印

このたび本漁業協同組合所属の下記の 名が、せん漁業の操業を行うにあたって、他漁業との間で問題が発生しないように指導いたしますので、よろしく申し上げます。

氏名	住所	船名	漁船登録番号	トン数

(R6.5.24 委員会指示第3号第3条第3項の様式)

証第 号

せん漁業届出済証

住所
氏名

- 1 使用する船舶
- (1) 漁船登録番号
- (2) 船名
- (3) 船舶総トン数

2 操業海域

3 操業期間

4 漁業根拠地

年 月 日付で上記の内容を含む届出があったことを証明する。

年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長



(R6.5.24 委員会指示第 3 号第 3 条第 4 項の様式)

届出によって操業する場合に掲げる標識は次のとおりとする。

徳島せん証第 号

(たて 1 0 c m、よこ 5 0 c m以上)

徳島せん
証第 号

(たて 2 0 c m、よこ 3 0 c m以上)

徳島海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和六年五月二十四日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

（操業の禁止）

第一条 徳島県海域においては「いせえびかご漁業及び類似漁業」は営んではならない。

（指示の有効期間）

第二条 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。